

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	H25- 5-10
----------	-----------

検討課題	1	総合計画後期基本計画の審査の方法について（予算決算常任委員会の設置について）	
区分	A		
関連条例内容	<p>（議会の議決事件）</p> <p>第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件について（2）基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止</p> <p>（1）地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止</p> <p>（平23条例23・一部改正）</p>		
検討内容	<p>議会の議決事件として追加した、基本計画の審査の方法についての検討。</p> <p>H23-11-22第3回検討部会提起、H24-1-20第4回検討部会決定 H24-1-30議運委で協議、設置決定</p>		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<p>①平成12年の地方自治法改正で、これまで人口段階別の常任委員会数の制限規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。</p> <p>②平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となった。</p> <p>③平成19年の予算特別委員会から、議長と監査委員を除く全議員での審査とした。</p> <p>④基本条例制定前は、地方自治法の規定により、総合計画の基本構想についてのみ議会の議決事件であった。</p> <p>本会議の議案質疑と総務委員会に付託しての議論。</p> <p>⑤基本条例制定で、基本構想に加え、基本計画も議決事件に加えた。</p> <p>基本計画の審査を行う委員会を決定していなかった。</p>	<p>①議会の議決事件として追加した、基本計画の審査を行う委員会についての検討。</p> <p>②複数常任委員会への取り組みを行う。</p>	<p>①平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことを受け、予算決算常任委員会の設置を検討。</p> <p>特別委員会では、定例会の会期中しか設置できない（設置の目的を果たしたことになるため。）が、常任委員会化で、通年での設置が可能になった。</p> <p>②特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件を審査するもので、予算や決算のように毎年出される議案については、本来常任委員会で審査をするものとの見解あり。</p> <p>③委員についても、議長を除く全議員とする。</p>
	<p><b>予算決算常任委員会の設置について</b></p> <p>●議長を除く全議員で、予算決算常任委員会を設置する。</p> <p>●委員について、議長を除く全議員としたが、このことは議会基本条例第4条2項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視および評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。</p> <p>このことから、議会の重要な役割である監視評価を議員全員で行うことで、議会の責任を果たしていくとの考え方である。</p>		

- 予算と決算の特別委員会を一本化することで、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
- 補正予算の審査は、詳細な審査は各分科会で行い全体審査として予算決算委員会において、各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑後、討論・採決を行うことで、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
- 補正予算について、従来常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の審査しかできなかったが、分科会審査後、全体審査を行うことで、他の委員会の所管事項でも全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

■検討経過日程

H23-11-22 第3回検討部会提起

H24-1-20 第4回検討部会決定

H24-1-30 議運委で協議、設置決定、予算決算委員会内規決定

■別紙1、予算決算委員会内規

# 亀山市議会予算決算委員会内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、予算決算委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (審査する議案)

第2条 委員会は、予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査を行うものとする。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、議長を除く議員21人で構成するものとする。

## (分科会の設置)

第4条 亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）第96条の規定により、委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

分科会名称	所 管
総務分科会	総務委員会の所管に関するもの
教育民生分科会	教育民生委員会の所管に関するもの
産業建設分科会	産業建設委員会の所管に関するもの

## (分科会の所属)

第5条 委員の分科会の所属は、委員が所属する常任委員会と同一とする。

## (会長及び副会長)

第6条 分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

## (審査)

第7条 各会計の当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、委員会における審査（以下「全体審査」という。）により行うものとする。

2 全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採るものとする。

- 3 各会計の補正予算に係る議案の審査は、委員会において各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行うものとする。
- 4 分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行うものとする。
- 5 各分科会の会長は、議案の審査が終了したときは、審査経過の報告書を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において報告するものとする。
- 6 委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採るものとする。ただし、質疑については、各分科会の会長から報告があった部分（審査の経過）のみ質疑することとし、議案の内容には及ばないものとする。

#### **（理事会の設置）**

第8条 委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

- (1) 議案の審査又は調査の日程等に関する事項
- (2) 総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序、質疑時間等に関する事項
- (3) 付託議案の取扱いに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

- 2 理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。
- 3 理事は、委員会の委員長又は副委員長の属する会派以外の各会派から1人を選出する。
- 4 理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### **（審査結果の報告）**

第9条 委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

#### **（その他）**

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年12月18日から施行する。

## 予算決算常任委員会の設置に至る経緯

### 【背景】

- ◎平成12年の地方自治法の改正により、これまで人口段階別の常任委員会数の制限の規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。
- ◎平成18年の地方自治法の改正により、議員の複数常任委員会への所属が可能となった。
- ◎平成19年の予算特別委員会から、これまで予算特別委員会と決算特別委員会で委員を半数ずつ分けていたのを、議長と監査委員を除く全議員で審査することとした。
- ◎議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする議案不可分の原則がある（行政実例は、議案一体の原則から分割付託は認めていない。）が、これまで、各会計補正予算については、各常任委員会に分割付託している。（分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない）
- ◎特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年出される議案については、本来、常任委員会で審査するものである。

### 【メリット】

- ◎**議会運営の原則を議会基本条例第4条第2項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。**  
**執行機関の事務事業の成果、課題などをチェック・評価していくことは議会の重要な役割であり、議員全員で行うことによって、議会としての責任を果たしていくことができる。**
- ◎予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
- ◎補正予算の審査について、詳細な審査は各分科会で行うが、全体審査として予算決算委員会において各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑の後、討論及び採決を行うことから、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
- ◎補正予算について、従来の常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったが、分科会による審査の後、全体審査を行うことにより、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

### ※ 議案不可分の原則

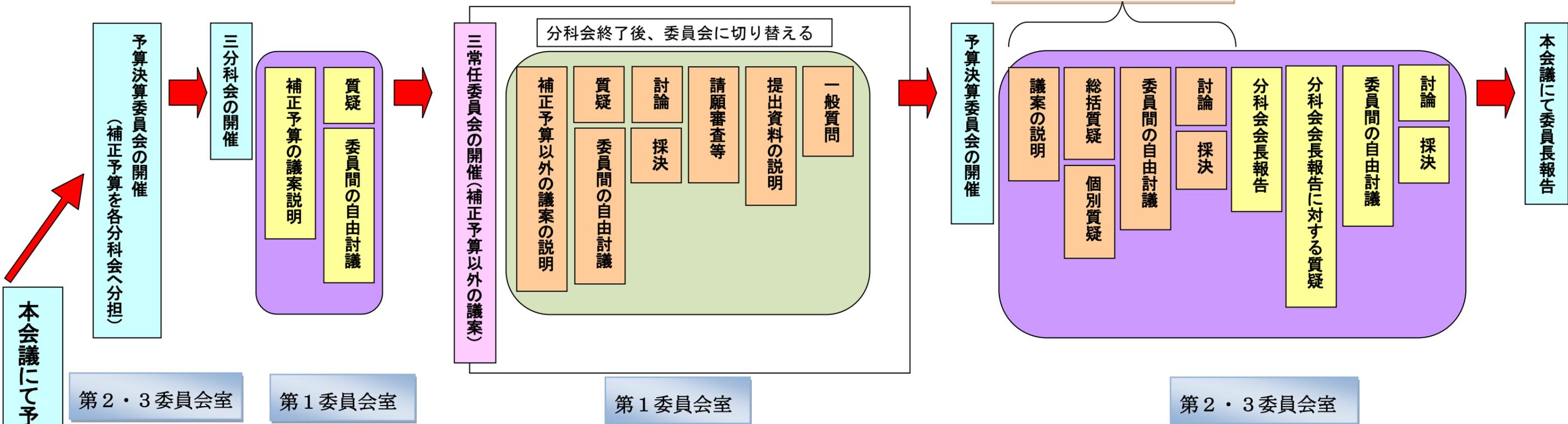
議案は、一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする原則。

特に、予算案は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用を内容とするもので、その全体で一つの議案であり、これを分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない。

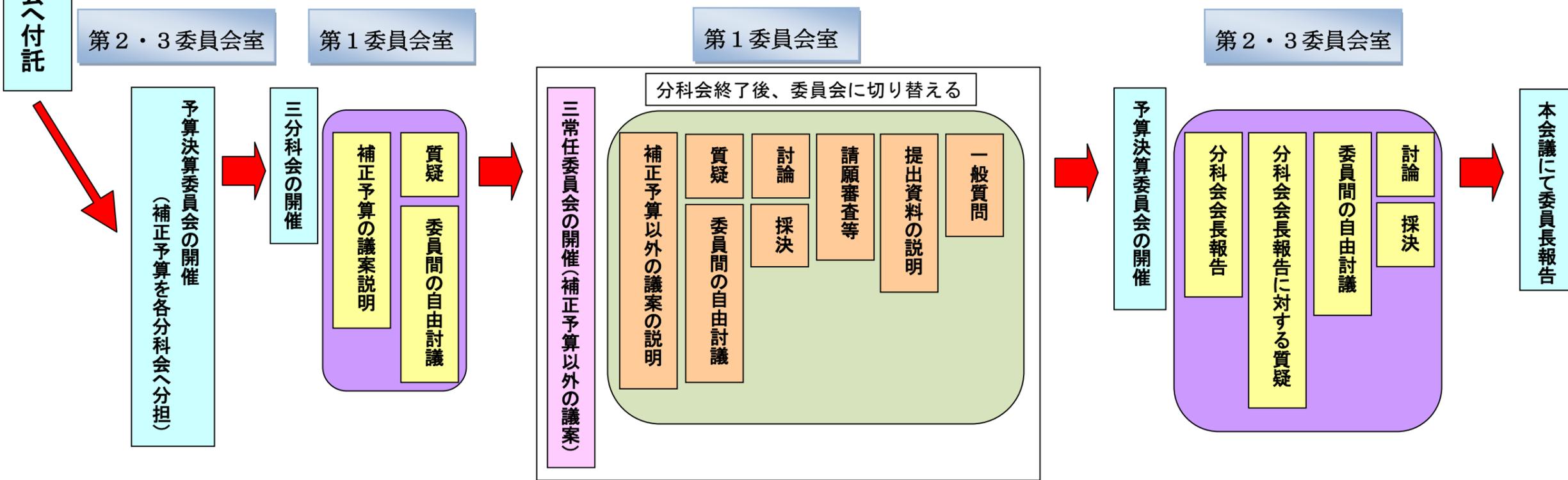
# 予算決算委員会の審査フロー

3月及び9月の予算（補正を含む）・決算議案、総合計画基本構想・基本計画

インターネット録画配信



6月及び12月の補正予算議案の審査



本会議にて予算決算委員会へ付託